

日本工学会主催シンポジウム等の講師への謝礼、旅費交通費、参加費等 に関する内規

平成 27 年 9 月 30 日理事会制定

令和 6 年 6 月 28 日理事会改正

1. 講師謝礼、旅費交通費、参加費、資料代、及び交流会費

会員は、正会員（学協会）、団体会員、賛助会員とする。

1-1 本会正会員（学協会）に講師を依頼した場合は、原則として、下記のとおり取り扱うものとする。

講師謝礼：支給しない。

旅費交通費：支給しない。

参加費：無料とする。

資料代（予稿集等の資料）：無償提供する。

交流会（懇親会）費：徴収しない。

1-2 前項以外の会員（団体会員、賛助会員）に講師を依頼した場合は、原則として、下記のとおり取り扱うものとする。

講師謝礼：支給する。謝礼金は 3 万円（源泉徴収控除額の支給額）を上限として支給する。実際の支給額は事業企画委員会にて都度決定することとするが、事業企画委員会の決定がない場合は上限額とする。

旅費交通費：支給する。但し、依頼団体から不要の申し出があった場合は支給しない。

参加費：無料とする。

資料代（予稿集等の資料）：無償提供する。

交流会（懇親会）費：徴収しない。

1-3 本会顧問、フェローが講師を行う場合、原則として、下記のとおり取り扱うものとする。

講師謝礼：支給しない。

旅費交通費：支給する。但し、本人から不要の申し出があった場合は支給しない。

参加費：無料とする。

資料代（予稿集等の資料）：無償提供する。

交流会（懇親会）費：徴収しない。

1-4 主催者側のメンバー（関連委員会メンバー、当会役員、職員）が講師を行う場合、原則として、下記のとおり取り扱うものとする。

講師謝礼：支給しない。

旅費交通費：支給しない。

参加費：無料とする。

資料代（予稿集等の資料）：無償提供する。

交流会（懇親会）費：徴収する。

1-5 上記以外に会員を介さず直接個人もしくは団体に依頼した場合は原則として、下記のとおり取り扱うものとする。

講師謝礼：支給する。謝礼金は3万円（源泉徴収控除額の支給額）を上限として支給する。実際の支給額は事業企画委員会にて都度決定することとするが、事業企画委員会の決定がない場合は上限額とする。

旅費交通費：支給する。但し、依頼団体から不要の申し出があった場合は支給しない。

参加費：無料とする。

資料代（予稿集等の資料）：無償提供する。

交流会（懇親会）費：徴収しない。

※・旅費交通費支給の取り扱い

実費を支給する。宿泊費は2万円を上限として支給する。交通機関、宿泊先等から発行される領収書を頂くことを原則とする。交通機関等からの領収書が得難い場合は、利用した公共交通機関が公表されている正規運賃（現金運賃（きっぷ運賃））を支給することが出来る。

但し、所要時間を考慮した合理的な公共交通機関（新幹線／航空機）を利用した代金とし、新幹線等のグリーン車、航空機のファーストクラス等を利用した場合でも、特急指定席／エコノミー料金を支給する。

・交流会（懇親会）の取り扱い

交流会（懇親会）を法人名義で行うイベントと位置付ける場合、交流会（懇親会）参加費および費用を法人の決算書に計上する。開催にあたり正確な参加人数等の把握に努めるが、交流会（懇親会）費用が収益（参加費合計）を上回る場合は、公費で補填する。

【具体的な運用】

講師（依頼先）	講師謝礼	旅費交通費	参加費	資料代	交流会費
正会員（学協会）	支給しない	支給しない	無料	無償	徴収しない
団体会員、賛助会員	支給する ※3万円（源泉徴収額控除後の支給額）を上限とする。	支給する	無料	無償	徴収しない
顧問、フェロー	支給しない	支給する	無料	無償	徴収しない
主催者側メンバー	支給しない	支給しない	無料	無償	徴収する
上記以外の個人	支給する ※3万円（源泉徴収額控除後の支給額）を上限とする。	支給する	無料	無償	徴収しない

以上